

# あさおスポーツフェスティバル実行委員会設置要綱

## (目的及び設置)

第1条 区民が自主的に行うスポーツ活動を支援し、区民の健康と体力の向上、活力と躍動のあるまちづくりに資することを目的とする。この目的を達成するために、「あさおスポーツフェスティバル実行委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、その詳細について定める。

## (活動内容)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するために、事業の企画、検討及び実施を行う。

## (組織)

第3条 委員会は、麻生区スポーツ推進委員会、麻生区青少年指導員会及び麻生区子ども会連合会から2名ずつ推薦された委員により構成する。

## (役員)

第4条 委員会に次の役員を置く。なお、役員は委員の互選による。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 会計 1名
- (4) 会計監査 2名
- (5) 事務局長 1名

## (役員の仕事)

第5条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 会計は、委員会の経理を行う。
- (4) 会計監査は、会計が行った経理を監査する。
- (5) 事務局長は、会の事務を統括する。

## (委員会の招集)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その座長を務める。

## (任期)

第7条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

## (事務局)

第8条 委員会の事務局は、麻生区役所まちづくり推進部地域振興課に置く。

## (委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員会の協議により決定する。

## 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。